

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	地域生活支援事業			担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	企画課自立支援振興室			道躰 正成
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95項第2項			関係する計画、通知等	「地域生活支援事業の実施について」等			
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	○「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。以下同じ。)が行う事業に要する費用に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。(事業一覧は別添1参照。) ○当該補助金は、地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。							
実施方法	補助							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	47,134	46,407	46,200	46,400	47,000	
	執行額	47,131	46,375	46,200	-	-		
執行率(%)	100%	100%	100%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	必須事業の100%実施。	必須事業の実施率(事業名及び数値は別添2のとおり。)	成果実績	-	-	-	-	
			目標値	別添2のとおり				
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	必須事業の実績額(事業名及び数値は別添3のとおり。)	活動実績	別添3のとおり					
		当初見込み	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト=X/Y (意思疎通支援事業に関する) X=実績額 Y=実施自治体数	単位当たりコスト	千円	2,673	2,751	-	-	
		計算式	X/Y	3,555,402/1,330	3,658,231/1,330	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト=X/Y (日常生活用具給付等事業に関する) X=実績額 Y=実施自治体数	単位当たりコスト	千円	15,386	15,829	-	-	
		計算式	X/Y	26,587,408/1,728	27,289,626/1,724	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト=X/Y (移動支援事業に関する) X=実績額 Y=実施自治体数	単位当たりコスト	千円	25,647	26,612	-	-	
		計算式	X/Y	40,343,464/1,573	41,940,324/1,576	-	-	

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	補助金	46,400	47,000	「新しい日本のための優先課題推進枠」7,933
計	46,400	47,000		

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、本事業は不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、国の一定の補助が必要である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため不可欠な事業であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、予算の範囲内において都道府県及び市町村が支弁する費用の百分の五十以内を補助することが出来るとされている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	市町村・都道府県は地域の特性に応じ事業者に委託等を行っている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は地域生活支援事業の実施に関する費用に限られている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	実施が低調なメニューを国庫補助対象外とする見直しを行っている。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	必須事業の実施率は確実に上昇している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業に要する経費は年度毎に増加している。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国により一律の基準が定められる自立支援給付での支援が困難な障害者等に対し、自治体が独自の基準により柔軟に支援できる事業となっている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	761	障害者自立支援給付			
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必須事業の実施率年度毎に増加しており、障害福祉の増進に寄与している。 ○ 事業費は年度毎に増加している。 ○ 必要に応じて事業者等への委託を可能としているため、より効果的・効率的な事業実施となっている。 			
	改善の方向性	○ 平成26年度障害保健福祉関係主管課長会議において、各自治体が地域の実情やニーズを踏まえ、効果的・効率的に事業を実施し、また、必須事業未実施市町村においては、事業実施体制の整備に努めるよう、周知徹底した。			
外部有識者の所見					
開始年度から10年近くが経過することに鑑み、必要性の再認識、事業目標達成のための効果的な手法を検討すること。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	外部有識者の指摘を踏まえ、本事業の補助対象について事業効果の大きいメニューに重点化する等、効果的な手法を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	地域生活支援事業については、事業内容の充実や実施率の低調な事業の廃止を行う等、メニューの見直しを例年行っているところである。また、必須事業の実施について、未実施の市町村に対し、体制整備を進めるよう課長会議において督促しているところであり、今年度も引き続き周知を図ってまいりたい。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	503	平成23年度	441	平成24年度	385
平成25年度	749	平成26年度	747		

厚生労働省
46,200百万円

地域生活支援事業実施要綱に基づき都道府県及び市町村・広域連合が行う事業に要する費用の一部を補助する

B 都道府県(47)
3,354百万円

A 市町村等(1,741)
42,846百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.横浜市(25年度実績)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、任意事業	1,643			
計		1,643	計		0
B.東京都(25年度実績)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業、広域的な支援事業、任意事業	206			
計		206	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	1,643	-	-
2	大阪市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	1,456	-	-
3	名古屋市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	1,062	-	-
4	京都市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	693	-	-
5	札幌市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	682	-	-
6	広島市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	667	-	-
7	神戸市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	651	-	-
8	堺市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	506	-	-
9	さいたま市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	484	-	-
10	福岡市	「地域生活支援事業の実施について」に基づき市町村が行う事業	481	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	206	-	-
2	大阪府	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	202	-	-
3	北海道	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	175	-	-
4	神奈川県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	151	-	-
5	兵庫県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	150	-	-
6	静岡県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	123	-	-
7	京都府	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	113	-	-
8	千葉県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	102	-	-
9	滋賀県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	100	-	-
10	愛知県	「地域生活支援事業の実施について」に基づき都道府県が行う事業	84	-	-

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発	
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援	
	相談支援事業	障害者相談支援事業《交付税》	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助	
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣など	
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与	
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援	
	地域活動支援センター基礎的事業《交付税》	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与	
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化（職員加配等）	
任意事業	日常生活支援		
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居室において入浴サービスを提供	
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等	
	日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保	
	地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援	
	巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援	
	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。	
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。	
	社会参加支援		
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
	文化芸術活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供	
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する	
	自動車運転免許取得・改造助成	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成	
	権利擁護支援		
	成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発	
	障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助	
就業・就労支援			
盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与		
重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進		
更生訓練費給付	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進		
知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生支援に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施		
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費を補助		
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発	
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援	
	相談支援事業	障害者相談支援事業《交付税》	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助	
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣など	
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与	
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援	
	地域活動支援センター基礎的事業《交付税》	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与	
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化（職員加配等）	
任意事業	日常生活支援		
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居室において入浴サービスを提供	
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等	
	日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保	
	地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援	
	巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援	
	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。	
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。	
	社会参加支援		
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
	文化芸術活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供	
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する	
	自動車運転免許取得・改造助成	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成	
	権利擁護支援		
成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発		
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助		
就業・就労支援			
盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与		
重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進		
更生訓練費給付	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進		
知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生支援に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施		
障害支援区分認定等事務	障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費を補助		
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		

事業名		事業内容
必須事業	発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に実施(指定都市も実施可)
	専門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害(その関連障害も含む)者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等
	障害児等療育支援事業<<交付税>>	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活支援(指定都市・中核市も実施可)
	障害者就業・生活支援センター事業	職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を実施
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者及び要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣(指定都市・中核市も実施可)
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整
	広域的な支援事業 都道府県相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	①精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、②アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援、③災害派遣精神科医療チーム体制の整備 ※①及び③は指定都市も可能
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員、市町村審査会、主治医研修
	相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の養成研修
	サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修
	居宅介護従業者等養成研修事業	ホームヘルパーの養成研修
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業	強度行動障害を有する者等に対する支援を行う者への研修
	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業	強度行動障害等に対応するため、適切な個別支援計画を作成できる職員を育成するための専門的な研修
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成の研修
精神障害関係従事者養成研修事業	①精神科訪問看護従事者に対する研修、②アウトリーチ関係者に対する研修、③かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修 ※③は指定都市も可能	
任意事業	日常生活支援	
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練	ストマ用装具等に関する講習
	音声機能障害者発声訓練	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練
	発達障害者支援体制整備	都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等(指定都市も実施可)
	児童発達支援センター等の機能強化等	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児支援等の拠点としての機能強化等(指定都市・中核市も実施可)
	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進	罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等
	社会参加支援	
	手話通訳者設置	手話通訳者を公的機関に設置
	字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障害者等への貸出
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
	点字による即時情報ネットワーク	日本盲人会連合が提供する情報を地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供
	障害者ITサポートセンターの運営	障害者の情報通信技術の総合的なサービス提供拠点
	パソコンボランティア養成・派遣	パソコン機器等の使用に関する支援を行うボランティアを養成
	都道府県障害者社会参加推進センター運営	諸種の社会参加促進施策を実施、社会参加推進協議会の設置、障害者110番、相談窓口の設置等
身体障害者補助犬育成	身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成	
奉仕員養成研修	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
文化芸術活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
サービス提供者情報提供等	障害者が都道府県間を移動する際、目的地において適切なサービスが受けられるよう情報提供	
権利擁護支援		
成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発	
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を都道府県に補助	
就業・就労支援		
盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与	
重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進	
一般就労移行等促進	職場見学や就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会の開催など、就労定着に資する支援の実施等	
障害者就業・生活支援センター体制強化	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成	
重度障害者に係る市町村特別支援	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援	
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実	

地域生活支援事業(必須事業)の実施状況

事業名			平成24年度		平成25年度		増減
			事業実施自治体数	実施率	事業実施自治体数	実施率	実施率の伸び率
市町村事業	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	806	46.3%	878	50.4%	108.9%
		住宅入居等支援事業	90	5.2%	95	5.5%	105.8%
	成年後見制度利用支援事業		315	18.1%	384	22.0%	121.5%
	意思疎通支援事業		1,330	76.3%	1,330	76.3%	100.0%
	日常生活用具給付等事業		1,728	99.2%	1,724	99.0%	99.8%
	移動支援事業		1,573	90.3%	1,576	90.5%	100.2%
	地域活動支援センター機能強化事業		1,019	58.5%	1,027	59.0%	100.9%
都道府県事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
		高次脳機能障害支援普及事業	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	35	74.5%	35	74.5%	100.0%

※相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成26年度については集計中である。

※平成25年度新設事業は除くものとする。

※意思疎通支援事業については、25年度にコミュニケーション支援事業から名称変更したものである。

地域生活支援事業(必須事業)の実績

(単位:百万円)

事業名		平成24年度	平成25年度	増減		
		事業費	事業費	金額	事業費の伸び率	
市町村事業	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事	5,379	6,248	869	116.2%
		住宅入居等支援事業	169	155	▲ 14	91.7%
		相談支援事業小計	5,548	6,403	855	115.4%
	成年後見制度利用支援事業	105	166	61	158.1%	
	意思疎通支援事業	3,555	3,658	103	102.9%	
	日常生活用具給付等事業	26,587	27,290	703	102.6%	
	移動支援事業	40,343	41,940	1,597	104.0%	
	地域活動支援センター機能強化事業	9,596	9,474	▲ 122	98.7%	
都道府県事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	1,558	1,604	46	103.0%
		高次脳機能障害支援普及事業	329	353	24	107.3%
		専門性の高い相談支援事業小計	1,887	1,957	70	103.7%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	526	645	119	122.6%

※相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成26年度については集計中である。

※平成25年度新設事業は除くものとする。

※意思疎通支援事業については、25年度にコミュニケーション支援事業から名称変更したものである。